

自動車運送事業者等について自動車の使用制限
に係る処分を行う場合の陸運局長等に対する通
知及び意見聴取について

警察庁丁交企発第244号

昭和53年12月7日

各管区警察局長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁交通局交通企画課長

道路交通法の一部を改正する法律（昭和53年法律第53号）の施行後における道路交通法第75条第2項の規定に基づき都道府県公安委員会が自動車の使用制限に係る処分を行う場合において、当該処分に係る自動車の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者又は通運事業法の規定による通運事業者（以下「自動車運送事業者等」という。）である場合における当該事業の監督行政庁に対する通知及び意見の聴取については、次により行うこととしたので運用上遺憾のないようにされたい。

なお、この通達については、運輸省と協議済みであるので申し添える。

記

1 通知及び意見聴取先

自動車運送事業者等に対して自動車の使用制限に係る処分を行う場合には、当該自動車運送事業者等の自動車の使用の本拠の位置を管轄する陸運事務所長を経由して陸運局長（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長。以下同じ。）に対して通知し、意見を聴取するものとする。

2 陸運局等との連絡調整

前記1の通知及び意見聴取の円滑な運用を期するため、陸運局又は陸運事務所と一般情報の交換、具体的事案の調整等を行うため、連絡会議等を設け、その連携を密にするものとする。

3 通知の時期

前記1の通知は、自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準に基づき当該自動車運送事業者等に係る処分期間を算定した時点において行うものとする。

4 通知の方法

前記1の通知は、別記様式第1により意見照会書を作成し、送付するものとする。

5 意見聴取の内容等

前記4により通知する場合には、概ね次の事項について意見を聴取するものとする。

- (1) 道路運送法第43条の規定による輸送施設の使用停止若しくは事業の停止又は免許の取消し並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第7条の規定による自動車の使用の制限又は禁止に係る処分の有無又はその予定

(2) 前記(1)の処分がすでに行われている場合における公安委員会の処分期間(予定)及び処分時期についての意見

(3) 輸送需要、その他公共性を確保するための処分実施時期及び処分量定の運用についての意見

(4) その他必要事項

6. 意見聴取に基づく処置

(1) 前記5の(2)及び(3)により、処分量定期間又は処分実施時期の変更等を行う場合には、当該処分事案の内容及び被処分者の危険性並びに公共性の確保等について慎重に検討のうえ、社会的に相当と認められる範囲内で行い、同一の条件にある者について不公平な取扱いにならないように配慮すること。

(2) 自動車運送事業者等に対する自動車の使用制限に係る処分について、陸運局等との間で意見を異にする場合、その他疑義が生じたときはその都度、当課主管係に報告するようにすること。

(3) 意見聴取した事案について処分を行った場合には、処分の執行年月日、処分期間、その他必要事項を陸運事務所長を経由して陸運局長に対して通知するものとする。

(別記様式 略)